

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!
中小企業庁 平成29年度補正予算事業
小規模事業者持続化補助金

➤ **経営計画に基づいて実施する販路開拓等の
取り組みに対し**50万円**を上限に補助金
(補助率:2/3)が出ます**

- ・①従業員の賃金を引き上げる取組を行う事業者、②買物弱者対策取組、③海外展開の取組は、100万円が上限になります。
- ・複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は100万円～500万円です。*連携小規模事業者数によります。

➤ **計画の作成や販路開拓の実施の際、商工会議所の
指導・助言並びに専門家の個別相談を受けられます**

《対象となる取組の例》

①広告宣伝

- ・新たな顧客層の取込を狙い、チラシを作成・配布
- ・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置

②集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③商談会・展示会への出展

- ・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④新たな商品・サービス提供のための製造機器の導入・試作開発の実施

- ・3Dプリンターを導入し、新商品の開発
- ・原材料を購入して新製品・商品の試作開発

⑤ITを活用した広報や業務効率化

- ・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

お問い合わせ先

加西商工会議所 加西市北条町北条28-1 アスティアかさい1階

電話:0790-42-0416

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

電話:03-6447-2106[9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)]

URL:<http://h29.jizokukahojokin.info/>